

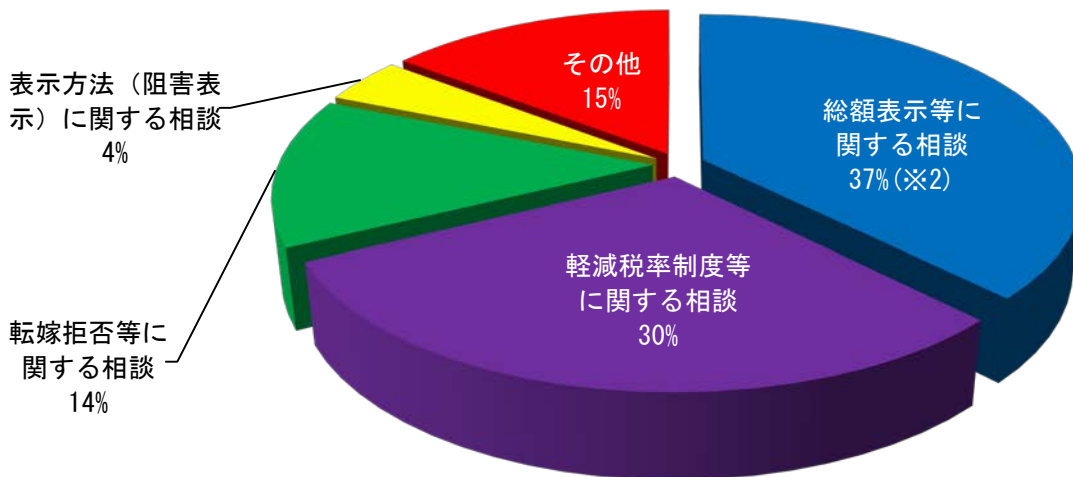
## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 5 月(5/1～5/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

5 月の相談件数：電話 81 件、メール 15 件

【相談内容（全 96 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者である。飲食店の料金表示についてメニュー表には税込価格なのか税抜価格なのか記載がなく、精算の際、レジ前の「当店は、税抜価格となっています」との案内表示により税抜価格であることが分かった。このような方法は認められるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないこととされています。（総額表示義務の特例）

この特例により、事業者が消費者向けに行う取引において、税抜価格のみを表示する場合には、消費者が商品やサービスを選択する際に税抜価格であることが明瞭に認識できる必要があります。

例えば、誤認防止のための表示が、店内のレジ周辺だけで行われていることなどにより、消費者が商品を選択する際に認識できない形で行われている場合には、誤認防止措置が講じられていることになりません。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 5 件

※2 うち総額表示に関する相談が 17%、消費税一般に関する相談が 83%

Q. 消費者である。商品の代金の請求書に商品本体とは別に送料についても消費税が課されていたが、送料についても消費税がかかるのか。

A. 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、土地の譲渡等非課税とされるものを除き、全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税の対象としていますので、送料についても消費税が課されることとなります。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

## ○ 軽減税率制度等に関する相談

Q. 弁当の製造・販売を行っている事業者である。弁当の販売は、軽減税率の対象となるのか。

A. 軽減税率は、

- ① 酒類を除く飲食料品(外食は含まれません。)の譲渡
- ② 週2回以上発行される新聞のうち定期購読契約に基づく譲渡に適用されます。

弁当の持ち帰り販売は、飲食料品の譲渡ですので、軽減税率(8%)の適用対象となります。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率特設サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

Q. 当店では、食品を製造・販売するとともに、消費者が購入した食品を店内のイートインスペースで飲食することを可能としている。このような事業形態の場合、軽減税率が適用されるのか、標準税率が適用されるのかについて判断はどのように行えばよいのか。

A. 御案内のとおり、軽減税率制度において、消費者が食品をイートインスペースで飲食するのか持ち帰るかによって適用される消費税率が異なります。

御相談のような事業形態の場合、飲食料品の提供を行った時点でイートインスペースで飲食するのか又は持ち帰るのかを消費者に確認して適用税率を判断していただくこととなります。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率特設サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 特定供給事業者(売手)から消費税率の引上げに伴う取引価格(税込)の引上げ要請がない場合、消費税率引上げ後も取引価格(税込)を据え置いていたとしても、消費税転嫁対策特別措置法上の「買ったたき」には該当しないという理解でよいのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格(税込)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、消費税転嫁対策特別措置法上の「買ったたき」に該当します。

特定事業者(買手)が、単に特定供給事業者(売手)から取引価格の引上げ要請がないことを理由として、消費税率引上げ後の取引価格(税込)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由があるとは言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

問合せ先

内閣府消費税率引上げ等相対策室

電話：03-3539-2610